

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名称	株式会社 レディバグ
所在地	東京都荒川区東尾久2丁目30番7号1階
代表者名	代表取締役 岡田 靖子
電話・FAX	電話 03-6240-8199 FAX 6240-8191
設立年月日	2015 年 6月 10日

2 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション てんとうむし
介護保険指定番号	東京都指定 1361890062
所在地	東京都荒川区東尾久2丁目30番7号1階
管理者名	所長 岡田 靖子
電話・FAX	電話 03-6240-8199 FAX 6240-8191
開設年月日	2015 年 6月 10日
職員数	常勤 名 非常勤 名 全員女性看護師 内管理者 1 名
営業日 ・ 営業時間	月曜日～土曜日 9時～17時 但し、祝日 および 12月29日～1月3日を除く
サービス提供地域	荒川区 西尾久1～8丁目 東尾久1～8丁目 町屋1～8丁目 荒川2～7丁目 西日暮里1～6丁目 東日暮里2～6丁目 北区 昭和町1～2丁目 東田端1～2丁目 田端新町1～3丁目

3 事業の目的及び運営方針

- ① 訪問看護ステーションてんとうむし は、要介護状態等となった場合において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行う。
- ④ 事業の運営に当たっては、区市町村、指定居宅介護支援事業者、国保連との連携に努める。

4 訪問看護サービスの提供の手順

- ① 指示書 : 訪問看護サービスは主治医の指示のもとに提供されます。
かかりつけの医療機関に指示書の交付を依頼しますが、診療報酬上300点が計上されます。
- ② 保険適用 : 訪問看護サービスは疾患、病状により介護保険、医療保険の適用が決まります。
また、病状の変化により保険適用が変更になることもあります。
- ③ 契約 : 契約の際に被保険者証、医療受給者証を確認させていただきます。

要介護認定から要支援認定に変更(その逆も含める)後も、サービスを継続することができます。

- ④ 計画立案：医師の指示、居宅介護支援計画、利用者やその家族のかたの要望をふまえ訪問看護計画を立案しサービスを提供します。訪問看護計画は変更の有無にかかわらず毎月、利用者もしくはその家族のかたに説明しご確認をいただきます。
- ⑤ 記録：毎回の訪問時に訪問看護記録を記入します。主治医、担当の介護支援専門員に毎月報告書を提出します。この記録は2年間保管します。利用者もしくはその家族のご要望があれば、事業所の営業時間内で該当する記録物を閲覧することができます。また、実費のお支払いを受け複写物を交付することもできます。

5 訪問看護・介護予防訪問看護の内容

提供するサービスの内容は次の通りです

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ リハビリ |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ ターミナルケア |
| ③ 食事・排泄等日常生活の世話 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑨ カテーテル等の管理 |
| ⑤ 認知症患者の看護 | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

曜日	時間帯	内容	介護保険適用

5 利用料

2024.6.01 現在

お支払いいただく料金は下記の通りです

・介護保険適用の場合

訪問時間		利用料全額	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分未満	要介護	3579円	358円	716円	1074円
	要支援	3454円	346円	691円	1037円
30分未満	要介護	5369円	537円	1074円	1611円
	要支援	5141円	515円	1029円	1543円
30分以上 60分未満	要介護	9382円	939円	1877円	2815円
	要支援	9051円	906円	1811円	2716円
60分以上 90分未満	要介護	12859円	1286円	2572円	3858円
	要支援	12426円	1243円	2486円	3728円

尚、夜間・早朝・深夜の訪問には下記の通り加算料金が発生します

夜間	18:00 ～ 22:00	25%増し
早朝	6:00 ～ 8:00	25%増し
深夜	22:00 ～ 6:00	50%増し

その他、発生する加算料金として

		利用料全額	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算Ⅰ(新規・退院日訪問)		3990円	399円	798円	1197円
初回加算Ⅱ(新規・退院翌日以降が初回)		3420円	342円	684円	1026円
退院時共同指導加算		6840円	684円	1368円	2052円
特別管理加算	(Ⅰ)	5700円	570円	1140円	1710円
	(Ⅱ)	2850円	285円	570円	855円
緊急時訪問看護Ⅱ 介護予防訪問看護 加算		6543円	655円	1309円	1963円
ターミナルケア加算		28500円	2850円	5700円	8550円
複数名訪問加算	30分未満	2895円	290円	579円	869円
	30分以上	4582円	459円	917円	1375円
	60分未満				
長時間訪問看護加算		3420円	342円	684円	1026円
看護・介護職員連携強化加算		2850円	285円	570円	855円

注)・**退院時共同指導加算**：退院(退所)時に主治医等と連携して自宅生活における必要な指導を行ったとき。初回加算とは重複しない。

・**特別管理加算**：特別な管理を必要とする場合、一ヶ月につき発生する。

(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

(Ⅱ)在宅腹膜灌流、血液透析、酸素吸入、中心静脈栄養、成分栄養経管栄養、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症 管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱、真皮を超える褥創、点滴注射を週3回以上行う必要がある状態

・**緊急時訪問看護(介護予防訪問看護)加算**：予定外の訪問や休日、夜間の緊急時に対応。毎月別途費用がかかり、緊急訪問を行った場合は実績どおり計上。

・**ターミナルケア加算**：在宅もしくは入院後24時間以内に死亡した場合で、死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に計上。

・**複数名訪問加算**：身体的な理由など厚生労働大臣が定める状況で複数名の訪問が必要と判断される場合、訪問1回につき発生する単価。

・**長時間訪問看護加算**：特別管理加算の適応となる方で、訪問時間が90分を越えた場合、訪問1回につき発生する単価。

・**看護・介護職員連携強化加算**：介護職員が痰吸引等を行う場合の連携支援を行った場合に1ヶ月につき発生する単価。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が事業者に払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、区の窓口に出しますと、差額の払戻を受けることができます。

医療保険適用の場合（利用者負担は1割負担の例を提示）

	利用料全額	利用者負担
各月の初回訪問	13220円	1322円
2回目以降の訪問	8550円	855円
特別訪問看護指示書による週4回目以降	9550円	955円

その他発生する加算料金として

	利用料全額	利用者負担
特別管理加算	2500円	250円
特別管理加算（難易度高）	5000円	500円
24時間対応体制加算	6520円	652円
ターミナルケア療養費加算	25000円	2500円
情報提供療養費	1500円	150円

注）・利用者負担額は各負担割合によってとなります。

各種医療受給者証をお持ちの利用者様は御提示下さい。

※死後の処置は保険適用にならないため実費で16500円となります。

※料金の変更は1ヶ月前に文書で通知します。

6 キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ① ご利用の前日午後5時迄にご連絡いただいた場合： 無料
- ② ご利用の前日午後5時迄にご連絡がなかった場合： 全額（自己負担分）但し、弔事など

＊突発的な事由によりやむを得ない場合徴収しません。

＊震度5強の地震（東日本大震災時の地震）及び建物や家具の倒壊をもたらす災害、浸水時は訪問を中止あるいは訪問時間を変更することがありますのでご了承ください。

7 契約の解約・終了

利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

1 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事ができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

8 事故発生時の対応

訪問看護または、介護予防訪問看護実施により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- ① 当事業所は前述の事故の状況及び事故に際して行った処置について記載し2年間保管します。
② 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者 所長 岡田 靖子
② 虐待防止のための対策を検討する会議を定期的に設け、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修をしています。
⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

10 衛生管理等

- 1 従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
2 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3 事業所において感染症が発生、又はまん延しない様に次に掲げる措置を講じます。
① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 事業所の禁止行為

当事業所は、契約者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、次の行為を行いません。

- ① 利用者もしくはその家族からの金銭又は物品の授受
- ② 利用者もしくはその家族等に対してサービス提供以外の営利行為
- ③ 利用者もしくはその家族等に対して宗教勧誘、政治的活動行為

13 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更がある場合、利用者に対し文書を配布して説明、同意を得ることとします。

14 その他

- ① サービス提供区域以外の場合は、実費分の交通費がかかる場合があります。
- ② サービス担当従事者は、変更することがあります。
- ③ お客様の要望があり、必要と認めた場合当事業所の事業計画及び財務内容を閲覧することができます。

15 相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

- ① 訪問看護ステーションてんとうむし 所長、岡田 靖子 までご連絡下さい。

電話 : 03-6240-8199

FAX : 03-6240-8191

受付時間: 月～土曜日 午前9時～午後5時まで、

祝日及び 12/29～1/3を除く

苦情内容に沿って改善策を検討し対応、記録します。記録は2年間保管します。

- ② 区の相談苦情窓口等

荒川区 荒川区役所福祉部介護保険課 電話 : 03(3802)3111

北 区 北区役所介護保険課 電話 : 03(3908)1111

- ③ 東京都国民健康保険団体連合会

介護保険部相談指導課 電話 : 03(6238)0177

16 同意事項の確認

緊急時訪問看護加算	同意する	同意しない
緊急時介護予防訪問看護加算 に		

複数名訪問看護加算	同意する	同意しない
介護予防複数名訪問看護加算 に		

ターミナルケア加算に	同意する	同意しない
------------	------	-------

24時間対応体制加算 に	同意する	同意しない
--------------	------	-------

情報提供療養費 に	同意する	同意しない
-----------	------	-------

事業所名

1. 住 所 東京都荒川区東尾久2丁目30番7号1階

2. 事業者名 訪問看護ステーション てんとうむし

3. 管理者 岡 田 靖 子 印

年 月 日

利用者氏名_____印

住所_____

代理人氏名_____印

住所_____

訪問看護ステーション てんとうむし 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーションてんとうむしは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利、利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また、雇用契約時に離職後もふくめて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
(ア) 通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
(イ) なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので、意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- ⑤ 個人情報の第三者に提供する際は、予めご本人、ご家族の同意を文書で得ます。ただし、他の事業所ではあるが、東京都等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- ⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
- ⑦ ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 岡田 靖子
TEL 03-6240-8199
FAX 03-6240-8191

株式会社 レディバグ
訪問看護ステーション てんとうむし
管理者 岡田 靖子

個人情報保護に関する同意書

年 月 日

訪問看護ステーション てんとうむし 宛

私(利用者及び家族)の個人情報については、下記の最小限の範囲で使用することを同意します。

記

1 個人情報の利用目的

- ① サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- ② サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- ③ サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険、介護保険請求事務、保険者への相談、届出、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - * 学生等への実習、研修協力(事前に確認し、私の同意を得る)
 - * 学会や学会誌等での発表(匿名化が困難な時は私の同意を得る)

2 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

以上

サービスご利用者

氏名 _____ 印

住所 _____

サービスご利用ご家族

氏名 _____ 印

住所 _____